

副 本

令和 3 年 (ワ) 第 3483 号 損害賠償請求事件

原告 榎本 清

被告 東大和市

準 備 書 面 (2)

令和 4 年 7 月 15 日

(次回期日：7 月 28 日)

東京地方裁判所立川支部民事第 1 部 3B 係 御 中

被告訴訟代理人弁護士 橋 本



同 羽 根 一



原告準備書面(1)については、以下のとおりである。

第 1 認否

1 「第 1 本件提訟の理由」について

(1) 「1 不当な行政不服裁決」について

原告が本件訴訟を提起した動機に関する主張であり、知らない。

なお、裁決の内容については、裁決書（甲 4 号証）に記載の限りで認める。

(2) 「2 被告の虚偽主張」について

原告が本件訴訟を提起した動機に関する主張であり、知らない。

なお、被告の主張については、被告の準備書面(1)に記載の限りで認める。

2 「第2 本件の前提となる事実（2021年2月24日と26日に
おける、東大和市立中央公民館での、被告と原告のやり取り等）」につ
いて

(1) 「1 被告の認識する事実と主張」について

被告の主張については、被告の準備書面(1)に記載の限りで認め
る。

(2) 「2 原告の認識する事実と主張」について

なお、ここでは、原告の内心（認識）の吐露ではなく、原告によ
る事実の主張として認否する。

ア 「(1) 2月24日」について

(ア) 第1段落について

認める。

(イ) 第2段落について

次のとおり訂正するほかは、概ね認める（外形的事実は認め
る）。

- ・「被告である同公民館長」 → 「被告の同公民館長」
- ・「『公判』など開かれない」 → 「公民館は裁判所ではな
い」
- ・「「認められない」」（2箇所） → 削除

なお、「書き換えを要求し」は「修正を依頼し」が正しい。

(ウ) 第3段落について

概ね認める。

なお、「従前の理由を繰り返し、チラシ1の受け取りには至らなかった」は、「修正依頼を行った結果、原告が自身でチラシ1を持ち帰った」が正しい。

(エ) 第4段落について

「集会期日が迫っていたことから、原告はやむなく」、「これ以上被告と問答をしてもチラシ1の受け取りはない」と判断しは原告の主観的事情であり、知らない。

その余は、「同公民館を後にした」を「チラシ1を持って同公民館を後にした」に訂正のうえ、概ね認める。

イ 「(2) 退館後」について

原告の主観的事情であり、知らない。

ウ 「(3) 2月25日」について

「被告はまだ不満の様子だったが」は原告の受け取り方の問題であり、知らない。

その余は概ね認める。

ただし、「チラシ2」は、甲2号証では、事件名が「損害賠償買収事件」となっているが、2月25日に持参したものはそのような記載にはなっていなかったと思われる。2月25日に持参したもの（チラシ2）は、乙1号証と思われる。

3 「第3 本件の争点（被告によるチラシ1の配置拒否処分、及びその権限を利用した書き換え強要・強制の有無）」について

(1) 「1 被告の24日、及び後日の対応」について

次のとおり訂正するほかは、概ね認める。

・「「これはだめだよ」」 → 削除

- ・「認められない」 →削除
- ・「チラシ1の受け取りをしなかった」
→「原告は自らチラシ1を持ち帰った」

なお、「変更を求めてきた」は「修正を求めてきた」が、「書き換えにこだわり」は「修正を依頼し」が、「書き換え」は「修正」が正しい。

(2) 「2 一般的な事例として」について

原告の考えであり、知らない。

(3) 「3 本件の場合（チラシ1の受領拒否）」について

原告の考えであり、知らない。

なお、「書き換え要求」（2箇所）は「修正依頼」が正しい。

(4) 「4 本件の場合（チラシ1の書き換え）」

原告の考えであり、知らないが、原告が主張するように、「受領しない」「配置は認められない」という被告の具体的な発言がなかった。

なお、「書き換え」は「修正」が、「書き換え要求」及び「書き換えを迫る」は「修正依頼」が正しい。

4 「第4 法的根拠について」について

(1) 「1 被告が「依頼」・「お願い」にこだわる理由」について
「24日の「これはだめだよ」「認められない」との発言」は否認する。

その余は、原告の考えであり、知らない。

(2) 「2 被告の配置許可権限」について

ア 第1段落について

社会教育法に定められている限りで認める。

イ 第2段落について

東大和市立公民館条例施行規則、公民館運営事務処理取扱基準に定められている限りで認める。

ウ 第3段落について

第1文は、公民館運営事務処理取扱基準に定められている限りで認める。

第2文は認める。

エ 第4段落について

第1文は、公民館運営事務処理取扱基準に定められている限りで認める。

第2文は認める。

オ 第5段落について

第1文は、修正依頼が公民館運営事務処理取扱基準に基づくものではないことは認める。

第2文は否認する。修正依頼は公民館運営事務処理取扱基準に基づくものではないから、「同取扱基準を示さなかつたのは」当然のことであり、「単なる怠慢か、被告にとって不都合であった」ことにはならない。

5 「第5 表現の自由の侵害について」について

(1) 「1 原告の意図」について

ア 「(1) 実用的側面」について

原告の考えであり、知らない。

イ 「(2) 思想の表出」について

原告の考えであり、知らない。

(2) 「2 被告の違法、不当な行為」について

ア 第1段落は否認する。

「原告が、東大和市長を被告とした裁判の原告としても取り組んでおり、そのことと無縁ではないだろう」の意味するところは明らかでないが、「裁判ごっこ」の開催を認めなかつたのでも、修正したチラシ（乙1号証）の配置をしなかつたのでもない。

イ 第2段落について

原告の考えであり、知らない。

6 「第6 損害について」について

原告の考えであり、知らない。

精神的損害の有無、その額は客観的に判定されるべきものであるところ、原告は修正依頼に応じている。

第2 主張の整理及び被告の主張

1 権利、義務の根拠

原告の請求が成立するためには、前提として、原告が本件チラシ1（甲1号証）を配置するよう求める権利を有し、被告にその義務があることが必要である。

この点、原告準備書面(1)6頁によると、原告は、東大和市立公民館条例施行規則10条2項（及び公民館運営事務処理取扱基準7条）をその根拠とするようであるが、本件公民館（東大和市立中央公民館）

の館長が、本件チラシの配置につき、原告の申請を不許可とした事実はない。

2 事実上の強制の有無

そこで、原告は、甲1号証から乙1号証（甲2号証）への修正は、被告が事実上強制したものであると主張するようである。

しかし、被告の準備書面(1)2～3頁で述べたとおり、令和3年2月24日、本件公民館の館長は、本件チラシによる問題について説明し、公民館は裁判所ではないので「公判日時」の「公判」と「東大和市中央公民館203号法廷」の「法廷」を修正するよう依頼した。

その際、「受領しない」「配置は認められない」という被告の具体的な発言がなかった」（原告準備書面(1)5頁）。

原告から「シャレがわからないのか」といった発言はあったものの、30分程度のやり取りの後、原告は、自ら本件チラシを回収し、持って帰った。

そのため、本件公民館の館長としては、原告の理解を得られたものと思っていた。

原告が納得せず、これ以上の長時間に渡る押し問答があったということも、原告が本件チラシを置いて帰ったということもなかった。また、原告が、再訪して抗議したということも、電話で抗議したということもなかった。

そして、翌2月25日、原告が、乙1号証を持参したので、本件公民館の館長は、それを受け取り、同日、本件公民館の文書ラックに置いた。

本件の経緯は以上のとおりであり、甲1号証から乙1号証への修正は、被告が事実上強制したものではない（原告は修正依頼に応じており、違法になるものではない。最高裁昭和60年7月16日判決（民集39巻5号989頁）参照）。

なお、乙1号証を受け取る際に、「チラシ2提出の際、原告は被告に對し、被告の主張を受け入れて書き換えたものではなく、チラシを配置してもらうためにやむなく書き換えざるを得なかつたものであると言明し、被告の対応は、その権限を利用した被告の意向に沿つたチラシ1の書き換えを迫るものであり、決して容認できない旨を伝え、このことは、しかるべきところに出て対応すると通告した。」ということはあったが、本件公民館の館長としては、拒否する理由もないため、そのまま受け取った。

3 憲法違反の主張の位置づけ

原告は、憲法違反について縷々述べるが、本件は、甲1号証から乙1号証への修正が、被告が事実上強制したものかどうかの問題である。

そうすると、憲法違反の主張の位置づけは不明というほかない。

以 上